

職員の懲戒処分について

このたび、本校では、事務職員（50代・男性）を7月31日付けで懲戒解雇としましたので公表いたします。

同職員は、学生会費を管理する立場にあったことを利用して、平成28年10月から平成29年9月までの間に複数回に渡り、総額705,423円を私的に流用しました。

この行為は、重大な非違行為であり、学生、保護者の方々をはじめ本校の社会的な信頼を大きく損ねるものであり、同職員を上記処分としたものです。

また、当時の管理監督責任者であった管理職に対し厳重注意を行いました。

このような不祥事の発生に、学生・保護者の皆様をはじめとして、ご心配とご迷惑をおかけしました関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。

なお、学生会費の管理において、今後、二度とこのようなことが起きないように再発防止に取り組み、信頼の回復に努める所存です。

平成30年7月31日

独立行政法人国立高等専門学校機構

沼津工業高等専門学校長

藤 本 晶